

## 第2章 組織運営

### 1 理事会・評議員会

#### 【現状と課題】

理事会は、社協の重要な意思決定機関であり、経営組織として会長1名、副会長2名、常務理事1名を含む15名の理事で構成されています。理事は、学識経験者の他、町内会連合会や民生委員・児童委員協議会等の主要な組織・団体から推薦された者を評議員会で選任しており、事業執行の決定にそれぞれの立場から積極的に参画しています。評議員会は、社協の議決機関として、40名の評議員で構成されており、町内会連合会や民生委員・児童委員協議会等の主要な組織・団体から推薦された者を理事会で選任しており、地域の総意をもって包括的な地域福祉の推進に寄与しています。

このように理事会・評議員会は、社協が適切に事業運営できるよう、それぞれの役割に応じた機能を担っており、事務局も理事・評議員が意見を出しやすいよう工夫を図る必要があります。特に理事には定期的に役員研修の案内をする等取り組みをしていますが、限られた日程で実施するため、全員の参加は難しいのが現状です。また、社会福祉法人制度改革で経営組織の在り方についても変更が予定されています。

#### 【今後の取り組み】

##### ①理事・評議員が意見を出しやすい工夫

役員学習機会として定期的な研修案内は継続して実施しますが、欠席者にも資料配布する等情報提供に努めます。また、社協が実施する事業にも役員に参画いただき、実際の事業の実施状況を見てもらうことで、現状理解や意識の高揚を図っていきます。特に評議員会では質疑や意見が出にくい場合もあるため、経験のある評議員に率先して発言してもらう等、発言しやすい雰囲気づくりに取り組みます。

##### ②社会福祉法人制度改革への対応

経営管理体制の強化で理事・評議員の役割はより重要なものとなります。そのため理事・評議員の権限の範囲や選任方法等について、規定の見直しが必要か検討し、必要に応じ、規定の改正や運用方法の変更等に取り組み、適正な経営組織を担保していくことができるようにしていきます。

---

※社会福祉法人制度改革： 社会福祉法等の一部を改正する法律。「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が制度改革の柱となっている